

1 店舗で買う？インターネット通販で買う？	指導・支援の内容、ポイント
<p>◆価格の比較</p> <p>◆購入までの手順</p> <p>◆商品やサービスの選択方法</p>	<p>◇ インターネット通販の市場はスマートフォンなどの普及により急速に拡大しており、2016年には15兆円を超え、右肩上がりに伸び続けている。市場の拡大に伴う取扱い商品数の増加に対応し、ネット通販大手では、物流センターの作業を人間ではなくロボットで行うようになってきている。</p> <p>◇ マルチ商法などによって購入してしまった商品は、取引の内容によって8日～20日の間に返品が可能な制度「クーリングオフ」が定められているが、ネット通販は特定商取引に関する法律の“通信販売”に含まれるため、クーリングオフは適用されない点に注意したい。ただ、返品制度については表示が義務付けられているので、返品できるかどうかは確認する必要がある。</p> <p>◇ 「希望していたものと異なるものが届いた」という被害以外に、「お金を振り込んだが商品が届かない」「商品は届いたが偽ブランドだった」などの被害件数も多くなっている。発展的な学習として、安心して購入できるウェブサイトかどうかをどのように判断するかなども、グループで話し合ってみたい。なお、信頼のおけるウェブサイトかどうかを判断する材料としては、以下のようない点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所が番地まで記載されているか、電話番号が記載されているか ・「梱包には絶対に丈夫、安全ください」などの不自然な日本語や、現在日本で使われていない見慣れない漢字が使われていないか ・オンラインショップのページにトラストマークなどが表示されているか ・URLが「https」で始まっていたり、鍵のマークが表示されたりしているか (SSL〈Secure Socket Layer〉でデータが暗号化されるようになっているか)
2 不要なもの捨てる？売る？	指導・支援の内容、ポイント
<p>◆インターネットオークション</p> <p>◆フリーマーケットアプリ</p> <p>◆その他の選択肢</p>	<p>◇ インターネットオークションは、パソコンやスマートフォンひとつで出品ができる大変便利な仕組みである。映像では出品者からの視点が軸だが、「1.店舗で買う？インターネット通販で買う？」での学習と結び付け、購入する側の視点でも考えてみたい。欲しいものを見つけた喜びから当初予定していた予算よりも多く払って落札していることに後から気付いてしまうことや、落札できなかった後に後日「落札者が辞退した」というメールがきて、応じたら詐欺だったというケースなどがあることにも触れておきたい。</p> <p>◇ ネットオークションは複数の利用者が入札を行い、最も高値を付けた人が落札することになるが、フリーマーケットアプリ（フリマアプリ）は出品者のつけた値段に納得する人がいればすぐに販売することができるしくみになっている。映像内で紹介したフリマアプリには、毎日100万点以上が掲載されており、1か月で取引されている金額は100億円にのぼるとされている。取引のしくみは、売り手と買い手の間に売買が決定した段階で、買い手がまず会社あてに代金を支払い、入金確認後に会社は売り手に連絡し商品を発送、買い手が商品を確認したうえで最終的に売り手に代金が渡るというものであり、会社は代金から一定の割合を手数料として受け取りつつ、利用規約に違反した出品や不正取引がないかなどを監視している。</p> <p>◇ 不要な衣類については、ネットオークションやフリマアプリに出す以外に、ごみとして捨てる、資源回収に出す、リサイクルショップや古着屋に引き取ってもらう、NPO団体などを通じて寄付をするといった選択肢がある。回収に出す場合は、自治体によって回収方法が異なる点、リサイクルショップや古着屋などの場合は、自分が希望する価格で売れなかったり、あまりにも流行から外れたものや状態が悪いものなどを必ずしも引き取ってくれるとは限らなかったりする点、寄付をする場合にはNPO団体などが一定の基準を設けており、必ずしも引き取り可能とは限らない点などに留意する必要がある。東日本大震災の際には全国から古着が寄せられたが、新品の衣類も同様に届けられたことにより、結局被災者が使用することができなかった。避難所の多くのスペースを占領し、廃棄の費用だけが被災した自治体にのしかかってしまったことなども紹介したい。</p>
3 クレジットカード 使いたい？	指導・支援の内容、ポイント
<p>◆クレジット払い</p> <p>◆リボルビング払い</p>	<p>◇ 鉄道やバス、コンビニエンスストアなどでも、プリペイド式のカードなどを利用する人が増えている。そういったカード以外にも、メンバーズカードや店舗のポイントカードなど、クレジットカードを持つことのできない生徒でも、財布やパスケースにカードがたくさん入っていると思われ、いわば“カード社会”になっている。</p> <p>◇ クレジットカードは、現金が財布に入っていないなくてもショッピングしたり、サービスを手にしたりすることができる非常に便利な“道具”である。しかし、端的に言えば代金を後払いにするだけのことで、商品やサービスを手に入れた際に借金をすることと同じである。</p>

<p>◆多重債務</p>	<p>また、クレジットのしくみをよく理解しないままクレジットカードを使ってしまうと、支払い能力を超えて使い過ぎてしまったり、たくさんの手数料を支払わなくてはならなくなったりするなどの落とし穴がある。カードがお金を払ってくれるのではなく自分が払うのだということを再確認したい。</p> <p>◇「一回だけ」のつもりで借り入れをしても、その借金を返済するために別の消費者金融会社などから新たな借金を繰り返し（いわゆる「自転車操業」）、多重債務に陥ってしまう人がいる。発展的な学習として、多重債務にならないためにはどういったことが大切かも考えさせたい。</p> <p>例）無理なく返済できる範囲で借りる、多くのクレジットカードを持たない、消費者金融会社からの借り入れやクレジットカードのキャッシングを使うときは金利計算をする、など。</p> <p>◇ 多重債務に陥らないに越したことはないが、万一そのような事態になった際の相談窓口として、日本司法支援センター（法テラス）、全国各地の弁護士会や司法書士会、消費生活センターがある。</p>
<p>4 エシカル消費とは 指導・支援の内容、ポイント</p>	
<p>◆エシカル消費</p> <p>◆フェアトレードマーク</p>	<p>◇「消費者」とは、商品やサービスを選択・購入・利用する主体である。課題を提示して一時停止ボタンを押す際、「消費」「消費者」の言葉の意味を再度確認しておきたい。</p> <p>◇ エシカル消費とは「ethical（＝倫理的な）」という英語に由来し、人や社会に配慮した消費（フェアトレードの商品、障がい者が作った商品など）、環境に配慮した消費（エコマーク付き商品、オーガニック商品、持続可能な漁業認証を受けている商品、リサイクル商品など）、地域に配慮した消費（地産地消、被災地を支援するための商品など）といったものがある。フェアトレードマーク以外にも、エシカル消費に役立つ様々な認証マークが存在している。</p> <p>◇ フェアトレードの日本での市場は増えているが、海外に比べるとまだ市場が小さい。また、認知度も低い。映像中に取り上げたカカオ以外にはコーヒーやコットンが大きく拡大している（フェアトレード・ラベルジャパンのウェブサイトによる）。また、フェアトレード認証対象の商品は、例えば、花やサッカーボールなど多岐にわたっていることも提示し、興味のある商品の事例を調べるなどの活動を取り入れてもよい。</p> <p>◇ まとめでは「2つ同じようなチョコレートがあったら、どちらを選ぶか」をもう一度考えるのと同時に、生徒が自分にできるエシカル消費も考えさせたい。</p>
<p>5 その音楽 ダウンロードしても大丈夫？ 指導・支援の内容、ポイント</p>	
<p>◆No more 映画泥棒</p> <p>◆なぜ違法ダウンロードがいけないのか</p> <p>◆クリエイティブ・コモンズ</p>	<p>◇ 著作権にかかわる用語とその意味するところを記載する。</p> <p>著作物：自分の考えや感情を、他人のまねでなく創作的に表現したもの 例）小説、音楽（曲・歌詞）、写真、映画、絵画、コンピュータプログラム、データベースなど</p> <p>著作者：「著作物」を創作した人</p> <p>著作権：法律（著作権法）によって「著作者」に与えられる権利 また、著作権は「著作者人格権」と「著作権（財産権）」のふたつに大きく分けられる。</p> <p>著作者人格権：著作者の人格をまもるためのもの。公表権（著作者が著作物を公表するかどうか、どのように公表するか決める権利）、氏名表示権（著作者が自分の著作物に氏名を表示するかどうか、どのように表示するか決める権利）、同一性保持権（著作物を勝手に改変されない権利）がある。</p> <p>著作権（財産権）：著作権法に定められている方法で著作物を利用する際は、利用する際に許諾が必要となる。複製権（複写、録音、録画など）、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権（テレビ・ラジオ・有線放送、インターネット上への情報の発信など）、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権、二次的著作物の利用権などがある。</p> <p>※著作権（財産権）はその全部もしくは一部を譲渡できる。例えば、ある依頼主がキャラクターのデザインをデザイナーにお願いした場合、デザインを作り上げたデザイナーは「著作者」だが、デザイナーが著作権を依頼主に譲渡すると、依頼主は「著作権者」となる。</p> <p>著作隣接権：著作者ではないが著作物の伝達する役割を果たしている、俳優、演奏・歌唱する人やレコード会社、放送事業者などに認められている権利のこと。</p> <p>◇ 本項目は著作権の保護を中心に考えさせる内容であるが、クリエイティブ・コモンズの事例に関係させて、一定の条件のもとでは著作権者などに許諾を得ずに利用できる場合があることも紹介しておきたい。具体的には「私的利用での複製」（仕事以外で家庭内・個人的な使用を目的）、「図書館などでの複製」、「学校教育のための複製」（授業で必要と認められる範囲）、「非営利・無料の演奏・上映」「自分の著作物（論文など）への引用」などがある。</p> <p>◇ 映像内では「音楽や映像を違法アップロードすること、違法ダウンロードすることは、ともに違法」と紹介したが、発展的な学習として、「動画サイトで違法にアップロードされたと思われる映像をストリーミング形式で視聴するのは違法か？」を行ってもよい。ストリーミングは、実はパソコン内の領域に一定量のデータをダウンロードして再生されているのだが、文化庁は「違法とは言えない」という解釈をしている。とはいえ、現行法上での解釈とは別に、著作権のそもそもの目的と照らして、違法アップロードされた映像を視聴することはどうなのかを考えさせたい。</p>